

西宮市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱い規定（食品用）

（趣旨）

第1条 この規定は、企業、団体及び個人が、西宮市市制施行100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ及びそれに付随するデザイン（以下「ロゴ等」という。）を食品に使用する際に遵守すべき事項を定める。

（対象）

第2条 ロゴ等を使用する食品（以下、「対象食品」という。）は国内製造（西宮市内製造）に限ることとする。

（添付書類）

第3条 ロゴ等を食品へ使用する場合は、申請書に次の書類を添付することとする。

- （1） 製造もしくは販売に係る「営業許可書(写し)」

※営業許可が必要な業種のみ

- （2） 「製造または販売する店舗等の一覧」（様式自由）

（弁当・惣菜類への使用）

第4条 対象食品のうち、弁当・惣菜類への使用については、食の安全性の観点から申請者が西宮市内に1年以上居住しており(法人の場合は1年以上西宮市に所在実績が必要)、西宮市内で製造され、且つ西宮市内で販売される場合に限ることとする。また、第3条の（1）（2）に加えて、業暦・所在がわかる資料（「開業届」、「確定申告書」、「商業登記簿謄本」の写しなど）を添付することとする。

（表示責任）

第5条 対象食品には、「農林物質の規格化および品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の表示義務を遵守すると共に、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示を行うこととする。

【例】

『弊社は「西宮市100周年ロゴマーク等」の使用許諾を受けて使用しております。許可者の西宮市は製造者ではなく、本商品に何らの責任を負うものではありません』

- 2 また、食品衛生法の表示義務に基づくアレルギー表示を行うこととする。

（使用責任）

第6条 製造または販売されている食品により人への危害が発生した場合には、次の通りの措置を執ることとする。

- （1） 製造事業者の場合

製造されている食品(協会が使用を許諾した食品だけでなく、製造されている全ての食品を含みます)により、人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、西宮市が締結した対象食品に係る使用許諾契約(変更の場合を含む)を直ちに解除する。

(2) 販売事業者の場合

西宮市が使用を許諾した該当食品により人への危害が発生した場合は、その事実が明らかになった時点で、締結した対象食品に係る使用許諾契約(変更の場合を含む)を直ちに解除する。